

足立区  
コミュニティ・スクール  
導入計画  
(令和8年度～令和10年度)

令和8年3月 足立区教育委員会

# 目 次

1 背景

2 コミュニティ・スクール導入の目的

3 コミュニティ・スクールの仕組み

～足立区版開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール～

4 開かれた学校づくり協議会との関係

5 コミュニティ・スクール導入計画（令和8年度～令和10年度）



# 1 背景

## (1) 現状と課題

ア 予測困難なこれからの社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子どもたちの成長を支えることが重要です。

イ 一方、子どもを取り巻く今日的な課題として、地域における教育力の低下や学校を取り巻く問題の複雑化・困難化があげられており、足立区においても例外ではありません。

## (2) 学校運営協議会の設置は努力義務

ア 平成27年12月の中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申が取りまとめられました。

イ 本答申では「これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方（イメージ）」が示されており、「学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化」などの基本的な方向性が提言されております。

ウ 合わせて、「全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指すべきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要」との提言もなされており、平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正では、学校運営協議会の設置が努力義務となりました。

## (3) 足立区における「開かれた学校づくり」と学校運営協議会

ア 足立区では、学校を地域に開き、地域の教育力を引き出すことで子どもたちの成長を支えるため、平成12年度から学校関係者・保護者・地域住民による「開かれた学校づくり協議会」の設置が始まりました。

イ 平成14年度には文部科学省が五反野小学校を「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究校」に指定し、学校理事会の設置（H14）、民間人校長の配置（H16）、全国初となる法律に基づく「学校運営協議会」の設置（H16）など、先進的な取り組みが行われましたが、平成23年度には学校理事会が廃止され、平成24年度末には五反野小学校が統合により閉校となりました。

ウ 一方で、開かれた学校づくり協議会は全小・中学校に設置され、そのうち13校は、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会が組織され、学校経営・学校運営に参画しています。

エ 足立区は、開かれた学校づくり協議会に学校運営協議会の機能を付加した「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」を設置することを基本方針とし、年に1校程度の設置を目指していましたが、令和3年度の花保中学校を最後に、学校運営協議会の設置が進んでいない状況にあります。

#### (4) 令和8年度以降の文部科学省の方針

ア 文部科学省は、地域学校協働活動にかかる「地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金」の補助要件を改定し、「令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校の40%以上でコミュニティ・スクールを導入していること」または「令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校に令和8年度以降3年度以内にコミュニティ・スクールの導入率を40%以上にする具体的な計画を有していること」との要件を提示しました。

イ この補助要件改定は、「補助金の受給自治体(1,300以上)の70%以上の自治体は、既にコミュニティ・スクールの導入率が80%以上であること」が前提にあります。また、文部科学省の「令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(令和7年5月1日現在)」によれば、全国の公立小・中・義務教育学校におけるコミュニティ・スクール導入率は71.6%となっており、令和10年度末までには更なる導入率の上昇が見込まれています。

これまでの基本方針の取り組みを加速し、「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」の設置校数を増やすことで、より一層学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指すため、本計画を策定します。

足立区における「開かれた学校づくり」の歴史

年度	内容 (◆コミュニティ・スクール（CS）関連)
H8.7	15期中央教育審議会の答申で「ゆとり」の中で「生きる力」の育成が大切と提言
H10	区では教育改革に向けて様々な課題に積極的に対応していくために「開かれた学校づくり」の基本的な考え方や仕組みについて検討
H11	「開かれた学校づくり」の方策について（答申） H12.3月 教育懇談会
H12.4	文部省が、教育改革の一環として地域住民がアドバイスする「学校評議員制度」をスタートさせる方針を決定
H12	開かれた学校づくり協議会 モデル校5校でスタート モデル校： 亀田小、五反野小、第一中、第六中、第十二中
H14	開かれた学校づくり協議会 全校設置（統合校除く） ※ H17.4月に統合校含め全109校に設置 サタデースクール〔土曜事業の前身〕の取組開始 ◆文部科学省が五反野小学校を「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究校」に指定（H14.5.16～H16） ◆五反野小開かれた学校づくり協議会にCS分科会（専門委員会）設置し、新しいタイプの学校運営についての検討開始 ◆五反野小学校に学校理事会を設置（H15.1.27）
H15	◆五反野小学校に区内公募による校長配置（区内異動）
H16	◆五反野小学校に民間人校長を配置 ◆五反野小学校に全国初となる法律に基づく「学校運営協議会」を設置（H16.11.8） 秋頃から家庭教育部会の設置が始まる
H17	花畑小中協働プロジェクト開始（～H20）
H18	文部科学省「新教育システム開発プログラム」受託により学校評価・学校組織マネジメントの調査研究の開始（～H19） 〔研究実践校：古千谷小・弥生小〕
H19	新教育システム研究実践校を13校に拡大 同実践校にて学校関係者評価をモデル実施 （学校の自己評価に対する評価） ◆（19.10.12）谷中中学校に学校運営協議会を設置
H20	足立区版「学校評価ガイドライン」の策定（H21.4月施行） 〔教育改革推進課〕 学校関係者評価のモデル実施を継続

H21	学校関係者評価の努力義務化 （「学校評価ガイドライン」の施行による）
H23	◆区教委「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」を提唱 ◆五反野小学校が学校理事会を廃止（9/30）、開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクールに移行（10/1） ◆23. 11. 1 第四中学校に学校運営協議会を設置（開かれ型CSとして初） ◆24. 2. 1 谷中中をCS再指定
H24	学校関係者評価の完全義務化 （「学校評価ガイドライン」の改定による） ◆五反野小学校が統合により閉校（H25. 3. 31）
H26	教育再生実行会議第6次提言においてCS全校必置化の提言 H27. 3. 4
H29	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正 「学校運営協議会を置くように努めなければならない(努力義務)」に変更された。（H29. 4 施行）
H30	◆CS10校
H31 (R1)	◆CS11校(小7校、中4校、6/1～古千谷小設置)
R2	◆CS12校(小8校、中4校、4/1～綾瀬小設置)
R3	◆CS13校(小8校、中5校、4/1～花保中設置) 「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」最終まとめ(R4. 3. 14)において、コミュニティ・スクールの導入は全ての学校に必要であり、導入後も質的向上に取り組む方向性が示された。

## 2 コミュニティ・スクール導入の目的

※ コミュニティ・スクール＝学校運営協議会が設置された学校

### (1) 地域が「当事者」として学校運営に参画できる仕組みの構築

学校運営協議会の主な機能・権限を活用することで、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができます。このことにより、地域とともにある学校づくりを進めることができます。

#### ア 学校運営協議会の主な機能・権限

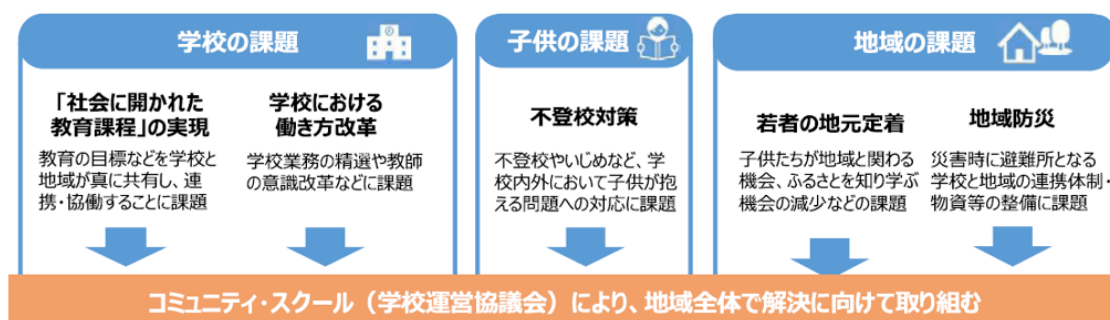
- (ア) 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- (イ) 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- (ウ) 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べるができる

#### イ コミュニティ・スクールの意義

- (ア) 当事者性  
十分な権限により当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）
- (イ) 自立性・対等性  
十分な権限を持つ自立した合議体として、効果的な学校運営に寄与
- (ウ) 持続性  
永続的かつ安定した学校運営のための仕組みを制度的に保証

### (2) 学校と地域を取り巻く課題解決のための仕組みの構築

学校と地域が目標や課題を共有し、協議することにより、学校や子どもたち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、地域全体で解決を図る仕組み（プラットフォーム）をつくることで、様々な取り組みの活性化が期待されます。



## column

### コミュニティ・スクールに移行して何ができるのか？

足立区には全校に開かれた学校づくり協議会が設置されているため、「開かれた学校づくり協議会が既にあり、機能している」「コミュニティ・スクールとの違いがわかりにくい」との意見をいただきます。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置された学校のことをいい、「学校と地域が目標や課題を共有し、協議する」組織であるため、実際に活動を行うことはないのですが、協議の結果、開かれた学校づくり協議会などの活動につながる場合があります。

#### 1 仙台市立錦ヶ丘小・中学校学校運営協議会「TOMONI（トモスク）」

同校では令和4年度に小学5年生有志によるこども防災会議「にしキッズ」が誕生し、防災に関する継続的な探究活動が始まりました。

子どもたちの自主的な動きで始まったにしキッズですが、防災意識の向上は地域課題でもあり、「にしキッズが卒業後も探究活動を継続するためにトモスクはどう関わればよいか？」を模索していました。そんな中、トモスクは総合的な学習の時間で「防災」を学んだ高学年児童有志と2回のランチミーティングを行い、子どもたちの「地域や学校に対する愛情」や「やりたいこと」「伝えたいこと」の多さを強く感じました。そこで、中学生となったにしキッズと、その後続く6年生の思いを形にすることを決心します。

令和6年9月には、錦ヶ丘学区民運動会でにしキッズが「防災ウルトラクイズ」の企画進行に挑戦し、地域デビューを果たします。11月には地域に向けた防災イベント「トモスクフェスティバル THE BOSA I 2024」を開催。当イベントにはにしキッズのほか、小学6年生の「ジュニアクルー」を募集し、子どもが主語のフェスティバルを目指しました。トモスクは小・中学生の力を引き出しつつ、委員の中にある仙台地域防災リーダー（SBL）を活かし、企画のクオリティ向上に努めました。一方で、先生の当日の役割をなしにするなど、学校の負担を極力減らし、自分たちの力で続けられるイベントを目指しました。

#### 【イベントの主な内容】

- (1) メインイベント「迷路DE防災」
- (2) 簡単に手に入る物を利用した非常食作り、防災用具作り
- (3) 大人も学べる気象予報士&防災士の方の実験コーナー



#### 【主な振り返り】

- (1) 説明を真剣に聞いてくれて嬉しかったのと普段話すことのできないような方と話せてとってもいい経験になりました。(にしキッズ)
- (2) にしキッズ、ジュニアクルーのみなさんと協力できたことはこれから防災活動をするうえで繋がりができて大変良かった。これからも子どもたちと一緒に地域防災活動をしていきたい。(SBL)

## 2 花保中学校学校運営協議会

花保中学校学校運営協議会は、令和3年4月1日に設置されました。設置前から、多くの地域の方々が楽しみながら学校運営に関わっていたこともあり、「地域の方々の楽しみを継続させたい」「学校・家庭・地域の連携をより強化することで、新しい取り組みができるのではないか？」との動機から、学校運営協議会設置へと舵を切ることになりました。

また、地域として「生徒が意見を表明する場を多く設けてほしい」「生徒主体の学校運営をしてほしい」との思いが強かったことも、学校運営協議会設置の大きな動機となりました。

令和3年度は、「コミュニティ・スクールとして何ができるか？」について熟議を重ねた一年となりました。議論の結果、中学生は、卒業後に社会に出る生徒もあり、「従来のキャリア教育をより充実させる必要がある」との結論に至りました。

令和4年度になり、キャリア教育「花保未来ラボ」の拡充に取り組むこととなります。令和3年度は6人だった講師を、地域人材をはじめとする職業人・社会人16名を講師に招き、キャリア教育の充実を図りました。

講師の選定にあたっては、事前に生徒からアンケートを取り、生徒の関心が高い職種の講師に依頼するよう努めています。また、地域の方々の人脈を活かし、幅広い職種の講師を招くことができています。

### 【主なねらい】

全学年：様々な職業・大学生等の方の話聞き、  
自分の進路や将来について考えるきっかけとする。

1年生：多様な職業についての興味・関心を高める。

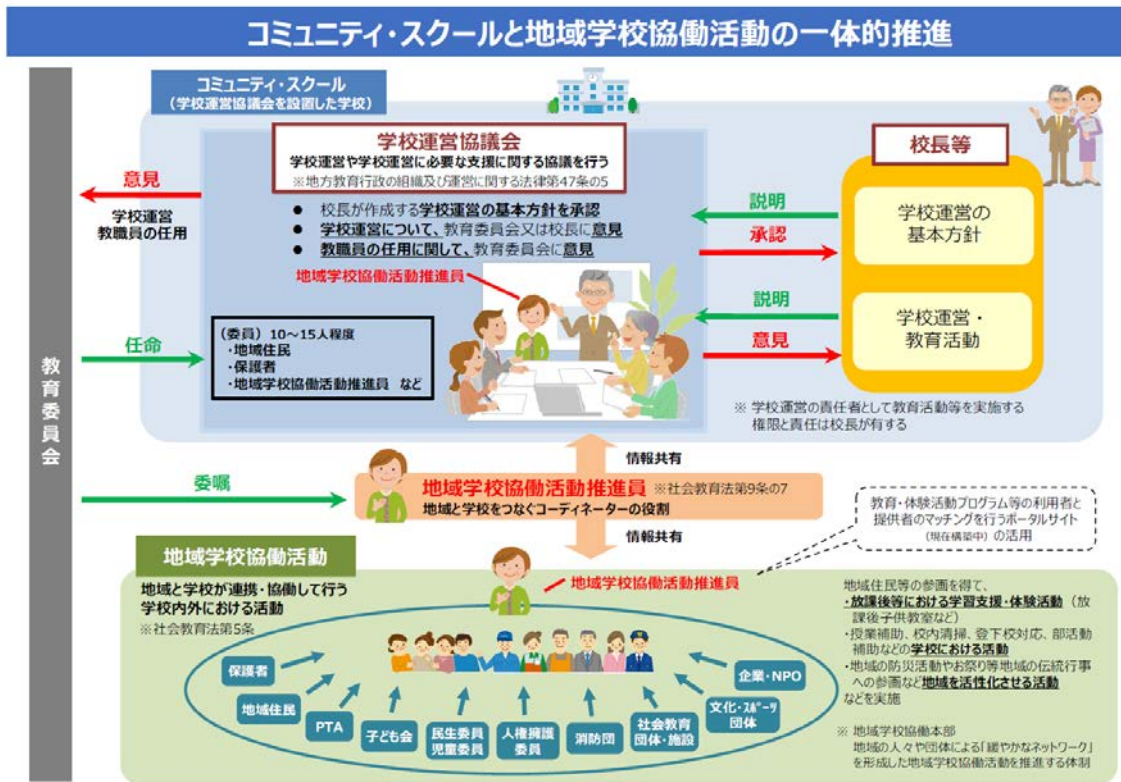
2年生：前年度、「職業人の話を聞く会」で得た  
知識・意識をさらに深める。

3年生：各講座の司会を行うことにより、最上級生の  
自覚を高め、リーダー性を体験する。



令和7年度時点で、花保未来ラボは4年目になりました。今後の課題としては、この取り組みにより各生徒が何を学び、進路選択の際にどう生かしたのか、効果検証を行い、より良い取り組みに発展させていく必要がある、との認識を示しています。

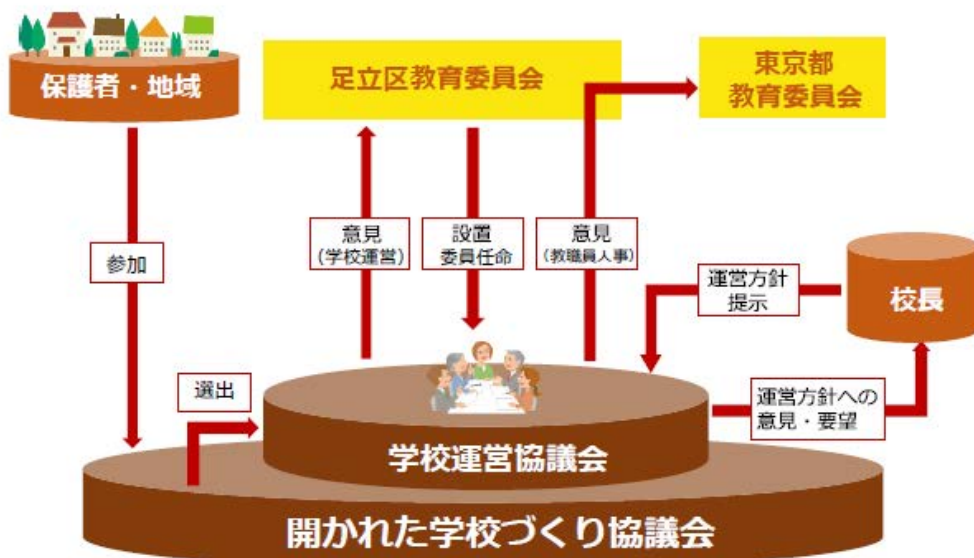
### 3 コミュニティ・スクールの仕組み



20250926 文部科学省コミュニティ・スクール関係課協議会説明資料より抜粋  
※ コミュニティ・スクール＝学校運営協議会が設置された学校

#### ～足立区版 開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール～

足立区では、既に全校に設置されている開かれた学校づくり協議会に、学校運営協議会の機能を付加した「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール（開かれ型CS）」の設置拡大に取り組んでいます。



## 4 開かれた学校づくり協議会との関係

### (1) 開かれた学校づくり協議会と学校運営協議会の類似点

足立区の開かれた学校づくり協議会は、学校運営協議会の機能に近い役割を果たしています。

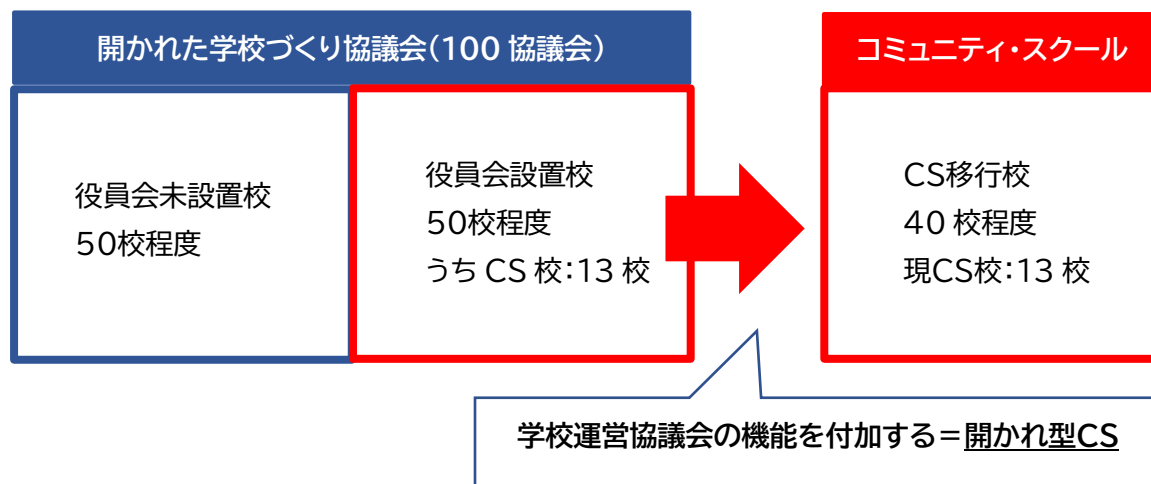
開かれた学校づくり協議会が果たしている 役割		学校運営協議会の主な機能・権限
①学校関係者評価を通して、学校経営計画及び校長の自己評価について意見を述べたり、協議を行っている	←-----→	①校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
②協議会の場で学校の近況や区教委の施策を把握し、意見を述べている	←-----→	②教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
	開かれにない機能・権限 -----→	③教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることができる

学校運営協議会を設置することにより、法に基づく3つの権限を持つことで、より地域や保護者の声を学校運営に反映させることができます。

### (2) 開かれた学校づくり協議会の役員会を活用

ア 開かれた学校づくり協議会の中には役員会を設置している協議会があるため、この役員会に学校運営協議会の機能を付加することで、開かれ型CSの設置拡大に取り組んでいきます。

#### 【イメージ図】



イ 開かれた学校づくり協議会の役員会構成例

開かれ型CSの設置拡大には、各開かれた学校づくり協議会に役員会が設置されている必要があります。

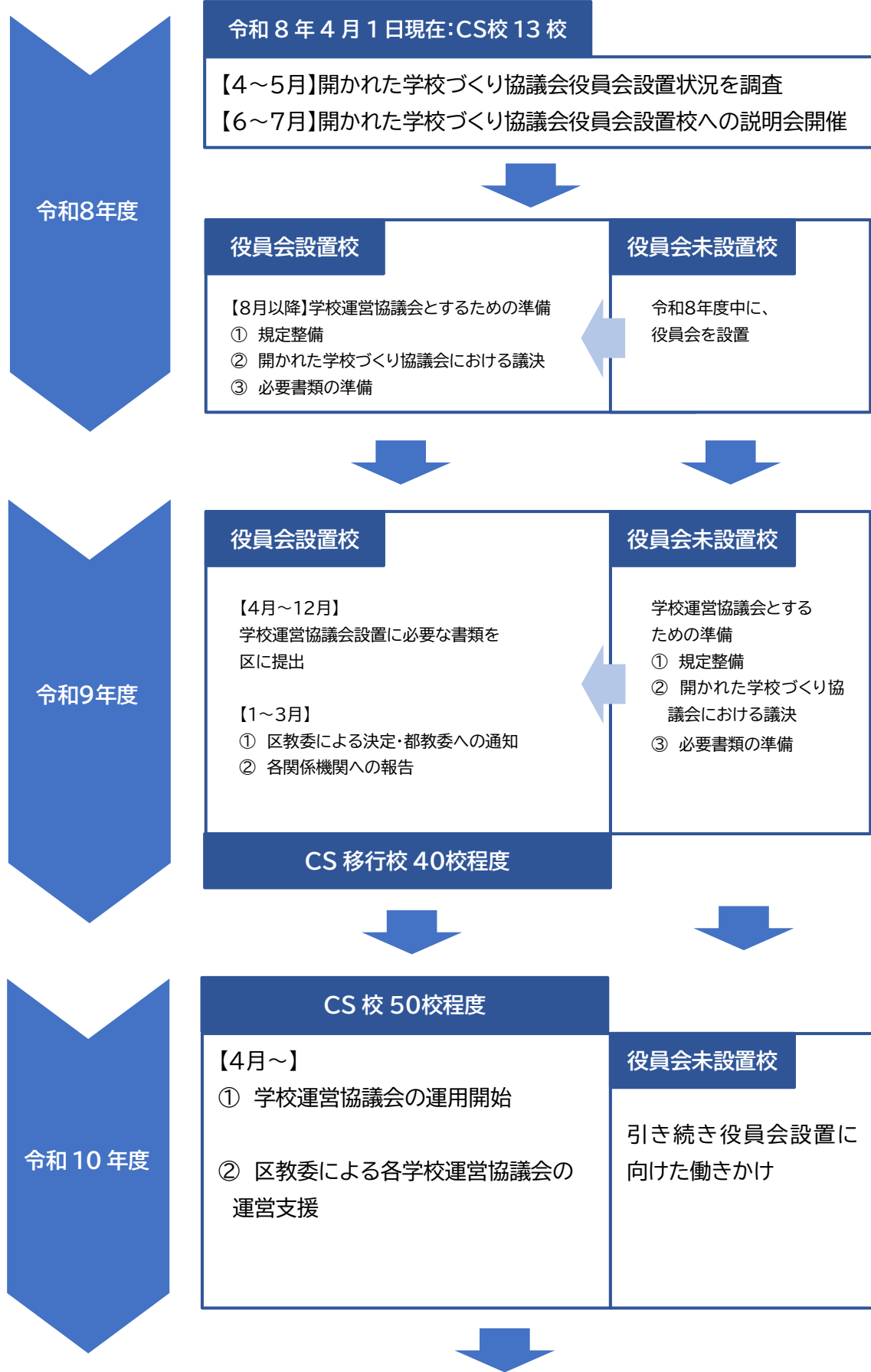
【例】

- ・ 会長（1名）
- ・ 副会長（若干名）
- ・ 地域学校協働活動推進員（＝青少年委員）
- ・ 開かれた学校づくり協議会の各部会長  
（広報／家庭教育／体験・学習／学校支援・交流／学校評価  
／土曜事業 など）
- ・ その他（会計・会計監査・書記、副部会長など）

ウ 学校運営協議会の委員構成

足立区学校運営協議会規則 第5条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。	
(1) 保護者	P T A役員、保護者代表など
(2) 地域住民	町会、自治会など
(3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者	各種ボランティアなど (図書、花壇整備、交通安全など)
(4) 当該対象学校の校長	
(5) 当該対象学校の教職員	
(6) 学識経験者	教育に関する専門的な知見を有する者
(7) 関係行政機関の職員	青少年委員、スポーツ推進委員など
(8) その他、教育委員会が適当と認める者	

## 5 コミュニティ・スクール導入計画(令和8年度～令和10年度)



令和11年度以降もCS導入を推進し、全校設置を目指す。

(1) 予算措置について

	現状のCS校 (13校)	令和10年度 (56校)	【参考】全校CS化 (102校)
委員報酬 (15名・年間5回 想定)	1,575千円	6,300千円	11,475千円
支援対象 事業経費	7,266千円	29,064千円	52,398千円
その他経費	69千円	1,038千円	1,889千円
合計	8,910千円	36,402千円	65,762千円

(2) 関係者への説明・理解醸成

ア 役員会設置校に対して教育委員会が行うこと

(ア) 役員会の組織と運営状況を確認

(イ) 役員会が機能していることを確認のうえ、CSの制度及びCS化の手続きを説明

イ 役員会未設置校に対して教育委員会が行うこと

(ア) 開かれた学校づくり協議会の組織と運営状況を確認

(イ) 役員会の構成例を示しつつ、各開かれた学校づくり協議会に合った役員会の組織を提案

(3) 導入後の成果検証

ア CSによって課題や目指す方向性は異なるため、それぞれのCSで「CS導入により目指す成果」を設定する。

イ 各CS校は毎年、設定した成果の達成度を把握し、自己評価を行う。

ウ 各CS校は毎年、自己評価をもとに次年度のCSのあり方を見直す。